

山口市グリーンプラザみやま民間活力導入可能性調査業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この要領は、山口市グリーンプラザみやま民間活力導入可能性調査業務について、グリーンプラザみやまの魅力向上、利用価値の向上、賑わいの創出を図り、施設の維持管理・運営方法について、財務・経営的観点から多様な官民連携手法について比較検討及び現状施設以外の収益施設（体験施設、ワーケーション施設、保育園留学の受入れ拠点、中高生の学習旅行の受入れ等）の導入の可能性を調査し、その導入を踏まえた検討ができる最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 山口市グリーンプラザみやま民間活力導入可能性調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 業務内容 別添山口市グリーンプラザみやま民間活力導入可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づいた業務
- (4) 業務規模 10,928千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式により企画提案を総合的に評価及び審査し、最優秀企画提案者を選定する。

4. 公募型プロポーザル参加資格に関する事項

公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 単独の事業者（法人、団体及び個人）であること。
- (2) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 過去5年間において、国又は地方公共団体が発注するPPP/PFI等の官民連携事業に関する可能性検討業務等の実績を有すること。また、コンセッション方式の導入検討を行った業務実績を有すること。
- (4) 次のアからキまでの条件を全て満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4第1項の規定に該当しない者。

- イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため市長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。
- ウ 山縣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成15年訓令甲第22号）第2条の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 国税・市税の未納がない者。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- キ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

5. 公募型プロポーザル参加資格に関する失格要件

提案者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他提案者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

6. 公募型プロポーザル実施スケジュール

- (1) 募集要領（本実施要領）の配付
令和8年4月21日（火）～5月12日（火）
「12. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」へ来庁または市HPからダウンロードによる配付とする。
- (2) 質問書の受付期間・回答方法
令和8年4月21日（火）9時～4月28日（火）17時

質問書（様式第2号）に記入の上、電子メールの件名を「山口市グリーンプラザみやま民間活力導入可能性調査業務委託質問（法人名）」として「12. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」宛てに送信し、電話で到着確認すること。質問への回答は、電話・口頭による対応は行わず、市ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載する。ただし、最優秀企画提案者選定に支障を来す恐れがあると判断した質問については、回答しないものとする。

（3） 応募書類提出期限等

ア 提出期限

令和8年5月12日（火）17時

イ 提出書類

「13. 添付書類等（1）、（4）、（5）」並びに企画提案書及び見積書等を提出すること。なお、（4）、（5）及び見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。

- ・（1） 応募申請書（様式第1号） 1部
- ・（4） 事業者概要書（様式第4号） 10部
※事業者概要書はパンフレット等も可
- ・（5） 業務実績書（様式第5号） 10部
※業務実績書は任意様式等も可

- ・ 企画提案書（任意様式） 10部

※企画提案書は、仕様書の内容を踏まえて作成すること。様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ）、文字サイズは12ポイントを基本とする。

- ・ 見積書（任意様式） 1部
- ・ 見積書の写し 10部

ウ 提出方法

「12. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」へ郵送（必着）又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土日祝日は除く。）までとする。郵送の場合は当日必着とする。

（4） その他

応募申請書提出後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する者は参加辞退届（様式第3号）1部を「12. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」提出すること。

7. 最優秀企画提案者評価・選定方法

(1) 評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要件を満たしており、かつ、上限額の範囲の価格を提示した者を評価の対象とする。

イ 最優秀企画提案者の選定に際しては、以下のような項目を評価し、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

① 業務の実現性

- ・官民連携に関する分析力・知見・ノウハウ等を有しているか。
- ・過去の同種又は類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。 等

② 企画力

- ・業務の趣旨を理解し、提案の内容に反映しているか。
- ・業務の実施方法等が具体的で、効果的なものとなるような創意工夫や独自性のある企画内容が提案されているか。 等

(2) 選定方法

ア 対面によるプレゼンテーション

1事業者30分程度(説明20分、質疑10分)とし、当業務の担当予定者がプレゼンテーションを実施する。出席者は、1事業者3名以内とする。

イ プレゼンテーションによる審査実施日は令和8年5月20日(水)

※ただし、応募者が多数の場合は、事前審査として書類選考を実施し、プレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。

※プレゼンテーションの際は、市でモニターとHDMIケーブルを用意する。PC等持ち込み可とするが、使用する場合は応募申請書等提出時に申し出ること。

(3) 審査結果通知

各企画提案者に文書で通知する。審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8. 契約手続き等

(1) 契約方法

ア 最優秀企画提案者と市は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。

イ 最優秀企画提案者と市との間で協議が整わない場合又は最優秀企画提案者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いについては、契約期間内に業務を完了した後、市による検査後、契約金額を全額支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

9. 著作権等

仕様書記載のとおり

10. 公正な提案競技の確保

公正なプロポーザルを実施するため、提案者が次の(1)から(4)の行為を行った場合は、審査対象から除外する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
- (2) 競技を制限する目的で他の提案者と参加意思又は提案内容について相談する行為
- (3) 最優秀企画提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為

11. その他

- (1) 応募申請書（様式第1号）又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) この募集に伴いプロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

1 2. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1 山県市農林商工課

電話番号：0581-22-6830

ファックス番号：0581-22-2118

メールアドレス：norin@city.gifu-yamagata.lg.jp

1 3. 添付書類等

- (1) 応募申請書 (様式第1号)
- (2) 質問書 (様式第2号)
- (3) 参加辞退届 (様式第3号)
- (4) 事業者概要書 (様式第4号)
- (5) 業務実績書 (様式第5号)